

平成二十六年十二月二十二日（月）晴

香港は平成九年（一九九七）英國の九十九年租借の期限満了と共に中國に返還せられ、社會主義化は五十年後とする一國二制度開始す。行政長官は返還二十周年に普通選舉導入の當初豫定なるも、本年の中國全人代は立候補者を指名委員會による二三名に限る旨決定す。之を不服とする學生を中心にデモ起り、「雨傘革命」と稱せらる。九月末より今日まで未だ解決に至らざるも、全人代の決定を覆すは最早極めて困難なるべし。一國二制度と雖も權力を有せざる第二制度は讓歩雌伏あるのみなるを直視するを要す。

同様のこと我國にもあり、國語書き言葉一國二表記これなり。敗戦直後の國語改革はローマ字化を最終目的とする制限色濃厚にして、従前の傳統表記は段階的に全面廢止を豫想せしむ。獨立恢復後の見直しにより、國語の表記は、漢字かな交り文によることを前提とし（昭和四十一年）、「常用漢字」は「常用漢字」に（同五十六年）、「現代かなづかい」は「現代仮名遣い」に（同六十一年）夫々改められ、特に注意、制限事項を前書に附して、柔軟なる運用を目指す見えつるは、香港返還時の事情に相似たり。

然れどかかる傳統的表記への配慮實際には殆ど機能せず、第二表記と貶しめ、段階的全面廢止に向けたるの動き著實に進みぬるが如し。一例を擧ぐるに、常用漢字表の前書第三項は固有名詞を對象とせざるを明記す。然るに固有名詞「日本國」は「日本國憲法」の正式表記に基くにも拘らず、これを公式には「日本國」と表記すべしとす。如何なればかかる決定可能なりやと言ふに、別に「公用文作成の要領」なる内閣依命通知ありて「漢字は常用漢字表による」とのみ規定し、前書を含む内閣告示とは別運用を可能とす。

同様に、「現代仮名遣い」前書第八項は歴史的假名遣の尊重を謳ひ、兩假名遣を如何に取扱ふか教育上の重要課題なるに、この内閣告示は適用對象に「教育」を含まざるを以てか、「學習指導要領」は歴史的假名遣を生徒に如何に傳ふべきや一切觸れず。かくて教科書に於ける古典の表記は檢定對象の要件たり得ず、出版社の裁量に委ぬるのみ。

ここに見るは法體系に於ける權力序列の逆轉なり。憲法の表記に違背せるを内閣告示とし、更にその規定の内適用除外の運用を可とする各種の「要領」あり。且つこれらは行政府内部の規定にして、民間これに準據するは妨げざるも、行政の範圍外なりとす。

人或いはこれを非とせむも、日頃憲法に敏感の言論界一様に沈黙す。第二表記の完全廢止は五十年後の香港と同じ經緯を辿るのみとの認識なるべし。果して平成二十二年「常用漢字」改訂に際し、「處方せん」は「處方箋」、「紡錘形」は「紡すい形」と書けと話題を攫ふ一方、専門用語などを對象外とする前書第二項に「ただし、専門分野の語にありても、一般の社會生活と密接に關連する語の表記は、この表を参考にするが望まし」と「一般」、「密接」など如何やうにも定義、運用自在の語を含む一節を新たに追加挿入せるをば報道もなく、誰も氣附かず。嗚呼。